

No. 9

令和4年（3月）

# 第1回定例会議案

熊谷市

## 目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度熊谷市一般会計補正予算(第11号))	財 政 課	1
第 1 5 号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例	庶 務 課	1 3
第 1 6 号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	1 4
第 1 7 号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	1 5
第 1 8 号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	1 6
第 1 9 号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例	教 育 総 務 課	1 8
第 2 0 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	経 営 課	1 9
第 2 1 号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	警 防 課	2 0
第 2 2 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保 険 年 金 課	2 1
第 2 3 号	熊谷市めぬま物産センター条例を廃止する条例	妻 沼 行 政 セ ン タ ー	2 4
第 2 4 号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	安 心 安 全 課	2 5
第 2 5 号	市道路線の認定について	管 理 課	2 7
第 2 6 号	市道路線の廃止について	管 理 課	2 9

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度熊谷市一般会計補正予算（第 1 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

専決処分書

令和3年度熊谷市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月7日

熊谷市長 小林 哲也

令和3年度熊谷市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度熊谷市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,260,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,566,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年1月7日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		15,217,169	2,260,434	17,477,603
	2 国庫補助金	4,999,801	2,260,434	7,260,235
歳 入	合 計	71,306,203	2,260,434	73,566,637

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		33,416,319	2,257,640	35,673,959
	1 社会福祉費	14,212,569	2,257,640	16,470,209
7 商工費		2,261,844	2,794	2,264,638
	1 商工費	2,261,844	2,794	2,264,638
歳 出	合 計	71,306,203	2,260,434	73,566,637

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
マイナポイント利用支援業務委託	令和4年度	10,974千円



総 括

1 総 括			
歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書			
(歳 入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	15,217,169	2,260,434	17,477,603
歳 入 合 計	71,306,203	2,260,434	73,566,637

総 括

総括

(歳出)				単位 千円			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	33,416,319	2,257,640	35,673,959	2,257,640	0	0	0
7 商工費	2,261,844	2,794	2,264,638	2,794	0	0	0
歳出合計	71,306,203	2,260,434	73,566,637	2,260,434	0	0	0

総括

第15款 国庫支出金

2 歳 入						
第 15款 国庫支出金		2,260,434				
第 2項 国庫補助金		2,260,434		単位 千円		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	3,813,537	2,257,640	6,071,177	1 社会福祉費補助金	2,257,640	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金（補助率 10/10） 2,257,640
13 商工費国庫補助金	0	2,794	2,794	1 商工費補助金	2,794	マイナポイント事業費補助金（補助率 10/10） 2,794
計	4,999,801	2,260,434	7,260,235			

第15款 国庫支出金

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費

3 歳 出											
第 3 款 民生費		2,257,640								単位 千円	
第 1 項 社会福祉費		2,257,640									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉総務費	11,066,586	2,257,640	13,324,226	2,257,640	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬	2,045
									8 旅費	費用弁償	36
								○ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当	8,940
									10 需用費	消耗品費	1,453
										印刷費	226
									11 役務費	郵便料	5,611
										情報通信費	59
										手数料	2,568
									12 委託料	委託料	23,363
									13 使用料及び賃借料	借上料	110
事務機器借上料	510										
	情報機器借上料	2,719									
18 負担金、補助及び交付金	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	2,210,000									
計	14,212,569	2,257,640	16,470,209	2,257,640	0	0	0				

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費

第 7款 商工費 第 1項 商工費

第 7款 商工費 2,794										
第 1項 商工費 2,794										
単位 千円										
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	1,745,252	2,794	1,748,046	2,794	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 259
									8 旅費	費用弁償 7
								○ マイナポイント利用支援事業	10 需用費	印刷費 867
									12 委託料	委託料 1,547
									13 使用料及び賃借料	使用料 114
計	2,261,844	2,794	2,264,638	2,794	0	0	0			

第 7款 商工費 第 1項 商工費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
マイナポイント利用支援 業務委託	10,974		0	令和4年度	10,974	10,974	0	0	0

## 議案第 15 号

### 熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例

熊谷市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「ほか、」の次に「実施機関が公表し、若しくは提供している行政情報（その写しを含む。）又は」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた第 6 条第 1 項の規定による公開の請求に係る第 2 条第 2 号の行政情報については、改正後の第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

情報公開制度による公開の請求を要することなく公開することができる行政情報の範囲を拡大したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 16 号

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中第 22 号を第 23 号とし、第 14 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

- (14) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内において必要と認める期間

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 提案説明

不妊治療に係る通院等のための特別休暇を新設したいので、この案を提出するものであります。



## 議案第 17 号

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年条例第 38 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア中 (7) を削り、(i) を (7) とし、(h) を (i) とする。

第 18 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 3 号アの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に育児休業をする職員について適用し、施行日前に育児休業をする職員については、なお従前の例による。

3 改正後の第 18 条第 2 号の規定は、施行日以後に部分休業をする職員について適用し、施行日前に部分休業をする職員については、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

### 提案説明

非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第18号

熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成17年条例第51号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「日に、」の次に「その者の同日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第7項中「期間の全部を良好な成績で勤務した」を「人事評価の結果が良好な」に改める。

第8条の3第1項中「次に掲げる職員」を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。次項において同じ。）を支払っている職員（市から宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額
- (2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）に1万1,000円を加算した額

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の第8条の3第1項第2号に掲げる職員に該当する職員については、同条の規定は、この条例の施行の日から令和7年3月31

日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる期間における同条第2項第2号の規定の適用については、同号中「4,500円」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「7,000円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	3,000円	5,000円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	1,500円	3,000円

令和4年2月28日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

職員の昇給を人事評価の結果等に応じて行うとともに、自ら所有する住宅等に居住する職員の住居手当を廃止したいので、この案を提案するものであります。

## 議案第 19 号

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

熊谷市入学準備金貸付条例（平成 17 年条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「満 20 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に立てる保証人について適用し、同日前に立てた保証人については、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 提案説明

「民法」の一部改正に伴い、入学準備金の貸付けに係る保証人の年齢要件の引下げを行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 20 号

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「次に掲げる」を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定めるもの以外の」に改め、同条各号を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第 5 条の 3 第 2 号に掲げる職員に該当する職員については、同条の規定は、この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、なおその効力を有する。この場合における住居手当の支給については、一般職職員の例による。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

### 提案説明

自ら所有する住宅等に居住する職員の住居手当を廃止したいので、この案を提案するものであります。

議案第 2 1 号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 2 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」の一部改正に伴い、損害補償を受ける権利に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 22 号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し及び第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 22 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに掲げる額を減額した世帯 3, 900 円

イ 前項第 2 号アに掲げる額を減額した世帯 6, 500 円

ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 10,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「とする」を「及び」とするに改める。

附則第6項中「第22条」を「第22条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附則第18項中「附則第44条の2第4項及び第5項」を「附則第44条の2第8項及び第9項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出し、第5条の見出し、第6条、第13条第1項並びに第22条第1号ア、第2号ア及び第3号アの改正規定、第22条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「とする」を「及び」とするに改める部分に限る。）並びに附則第18項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)



- 2 改正後の第22条第2項の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月28日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

「地方税法」等の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額することとしたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 23 号

熊谷市めぬま物産センター条例を廃止する条例

熊谷市めぬま物産センター条例（平成 17 年条例第 196 号）は、  
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 29 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前までの熊谷市めぬま物産センターの利用に係る使用料については、廃止前の熊谷市めぬま物産センター条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 提案説明

熊谷市めぬま物産センターを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 24 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、この案を提出するものであります。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 25 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 80569 号線	久下字内荊原 1 0 0 番 1 地先	
		久下字内荊原 1 0 1 番 1 0 地先	
2	市道 江南7378 号線	押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 地先	
		押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 6 地先	
3	市道 江南7379 号線	押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 地先	
		押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 2 地先	

議案第 26 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により、  
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 10293 号線	代字本代 1 1 2 4 番 1 地先	
		代字本代 1 1 3 3 番地先	
2	市道 妻沼2058 号線	妻沼台字城ノ内 1 8 6 番地先	
		妻沼台字城ノ内 1 8 7 番 1 地先	



